

What's New 経営サポートナビ

今が旬！おすすめの公的制度が早わかり
中小企業経営者のための情報誌

Management
Support
Navigation

2023.11
VOL.28

TOPICS

融資に強くなる講座

中古自動車販売業の財務に大問題が…

事業承継入門講座

金庫株って何？どんな目的で利用されるの？

税制改正コラム

令和6年度税制改正要望と今後の動向

助成金活用ガイド

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）



CONTENTS

02

注目の中小企業支援制度

中小企業向けの公的制度をご紹介します

03

経営情報ブログ

中小企業なら加入したい倒産防止共済とは？
メリットや加入に向けた流れを解説

05

融資に強くなる講座

中古自動車販売業の財務に大問題が…

07

事業承継入門講座

金庫株って何？どんな目的で利用されるの？

09

税制改正コラム

令和6年度税制改正要望と今後の動向

11

助成金活用ガイド

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

知っている経営者だけ得をする！？

中小企業向けの支援制度をわかりやすくご紹介！！

第14回締切より申請様式が変更 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助金概要

インボイス転換事業者は 補助上限額が一律+50万円！	通常枠	特別枠※1	
	補助上限額	50万円	200万円
	補助率	2/3	2/3※2

※1. 特別枠は、賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠の4種類

※2. 賃金引上げ枠のうち赤字事業者の場合3/4

補助対象事業者	
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
宿泊業・娯楽業・ 製造業・その他	常時使用する従業員の数20人以下
補助対象経費	
広報費：チラシ、カタログ外注費、DM発送費 WEBサイト関連費：HP、動画作成費、インターネット広告費 新商品開発費：試作品の原材料購入費、パッケージデザイン費 機械装置等費：販促管理システム、製造用機械、冷蔵庫 など	

～「経営計画・補助事業計画」の書き方～



1. 要点を押さえて書きましょう
2. 箇条書きがおすすめです
3. 文章量の制限はありません
4. 商工会議所・商工会の助言を受けましょう



持続化補助金(小規模事業者持続化補助金)を申請する際に、事業者の方が特に苦勞するのが、申請書の「様式2-1」の「経営計画」と「補助事業計画」の書き方です！
サンプルなどもご用意しておりますのでぜひご相談ください！

採択された申請事例をみましょう！

Q. 補助金導入のきっかけは？

A. シニア層の顧客獲得、法要ニーズの取り込みを狙うためにテーブル・椅子の導入を検討した



Q. 経営計画書のポイントは？

A. 自社の強みをしっかりアピールするために、周辺に寺社が多い立地であることをアピールした

● 企業概要

江戸時代の東海道の浮世絵のイラストを挿入し、歴史的にも寺社が多い環境を強調し、また企業概要に多くの写真を使うことで、お店の特長が伝わるようにした

● 顧客ニーズと市場の動向

「宴会時に椅子を用意して欲しい」という要望が多い、「法事の宴席の選択基準に椅子席の有無がある」ことを記載し、とくにこの部分を赤字で記した

● 自社や自社の提供する商品・サービスの強み

立地の強みを強調。高齢者利用が多い「藤枝市生涯学習センター」、近隣の総合公園「蓮華寺池公園」を写真で紹介

高齢者や女性が食べやすいサイズの手まり寿司の商品開発に触れ、ターゲットである中高年に向けた商品開発を進めていることを記載した。さらに、お客様の声として、googleのレビューを抜粋して掲載

設備面の強みとして、周辺すし店にはない「エレベーターの設置」を挙げ、足腰の悪い高齢者も2階への移動が可能なことを記載し、「テーブルと椅子の導入」効果が高いことを強調

▼ 実際の経営計画書の抜粋 ▼

● 経営方針・目標と今後のプラン

1年後の数値目標を記載
具体的な取り組み方法について記述



Q. 補助事業計画書作成で意識したことは？

A. 経営計画書からのストーリーが補助計画書にきちんと反映されているかを意識
補助事業の概要と効果、今後の進め方について述べるため、経営計画書からのストーリーが補助計画書にきちんと反映されていることが重要！

・ 補助事業で行う事業名

「高齢者対応のテーブルと椅子の導入による新たな需要掘り起こし」として、ターゲットと実施内容を明確

・ 販路開拓の取組内容

寺社仏閣の多い立地面、エレベーターという設備面の強みを強調しつつ、テーブルと椅子の導入が2階座敷席の稼働率を上げ、売上増につながることを記載
また、今後のスケジュールとして販促活動について、毎月の販促テーマなど具体的に記載

・ 業務効率化(生産性向上)の取組内容

従業員の配膳の負担軽減、配膳の効率化につながることを記載

・ 経営方針・目標と今後のプラン

「高齢者が不便なく食事を楽しめる店」が大きなアピールポイントになること、「椅子席がないために取りこぼしていたニーズ」を取り込むことで、売上向上が見込めることを記載

Q. 補助事業を実施したあとの効果は？

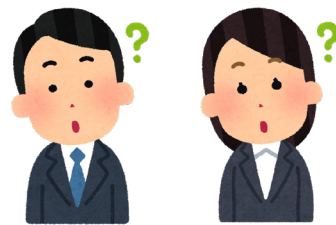
A. 高齢者だけでなく、女性客のランチ利用も増加した
テーブルと椅子の導入により、法要宴席が以前よりも1割ほど増加
また2階席を椅子席にしたことで、女性客のランチ需要も大きく伸びた



第14回受付締切の公募受付中！

次回、第14回受付締切分は2023年12月12日(火)までです！

中小企業なら加入したい倒産防止共済とは？ メリットや加入に向けた流れを解説



作成者：株式会社エフアンドエム (<https://www.fmltd.co.jp>)

記事参照：F&M CLUB 公式ホームページ「経営情報ブログ」より

倒産防止共済とは、中小企業において取引先の倒産による連鎖倒産を防ぐために設けられた制度です。取引先が倒産してしまうと、キャッシュフローに大きな問題が生じ連鎖倒産が発生する可能性があります。しかし、倒産防止共済に加入していると無担保で借り入れることが可能です。

また、共済への掛け金は法人の損金や個人事業主の必要経費として計上でき、節税にも効果があると考えられています。中小企業ならば加入しておきたい、倒産防止共済とはどのような仕組みであるのか解説します。

■ 中小企業向けの倒産防止共済とは

中小企業倒産防止共済制度とは、経営セーフティ共済とも呼ばれるもので、取引先の倒産による連鎖倒産を防ぐための共済制度です。毎月、共済に対して掛金を支払っておくことで、取引先の倒産など有事の際に運営者である「独立行政法人中小企業基盤整備機構」から借入ができます。

一般的な金融機関からの融資とは異なり、無担保かつ高速で融資を受けられることが特徴です。金融機関の融資は審査などに時間を要してしまい、途中で倒産してしまうかもしれません。そのため、中小企業倒産防止共済制度では、速やかに融資を受けられる仕組みが整えられています。



■ 倒産防止共済へ加入しておくメリット

倒産防止に向けて無利子・無担保の借入が提供される

倒産防止共済に加入しておくことで、取引先の倒産などにより債権を回収できなくなった場合は、素早く無利子で融資を受けられます。なお、共済から借入を受けられる取引先の倒産とは以下の状況です。

- 法的整理
- 取引停止処分
- でんさいネットの取引停止処分
- 私的整理
- 災害による不渡り
- 災害によるでんさいの支払不能
- 特定非常災害による支払不能

なお、倒産に類似する行為として「夜逃げ」が挙げられますが、こちらは正式な手続きを踏んでいないため倒産防止共済の適用対象外です。

条件を満たしている場合、無担保・無利子で掛金総額の10倍を

上限に借り入れが可能です。ただ、回収困難となった売掛債権の額がこれよりも小さい場合は、回収困難な額を上限として借入できません。

また、借り入れてすぐに返済が始まるのではなく、6ヶ月の措置期間が設けられています。ある程度、資金繰りを改善してから返済を開始する仕組みです。

一時貸付金の制度を利用できる

倒産防止共済には、一時的に現金が不足した際に利用できる「一時貸付金」と呼ばれる制度も用意されています。貸付金の額は掛金の納付期間によって変化し、最大で解約手当金の95%まで借入が可能です。取引先が倒産していなくても、中小企業は資金繰りに困ることが考えられるため、非常に魅力的な制度といえます。

なお、一時貸付金の制度を利用するためには、最低でも12ヶ月以上、掛金を納めていなければなりません。つまり、倒産防止共済に加入してから一定期間は、利用できない制度です。

また、取引先が倒産した場合は異なり、一時貸付金には金利負担が求められます。具体的に設定される金利は、金融情勢に応じて変動するため、利用する際に確認しなければなりません。

損金への参入で節税効果がある

中小企業が倒産防止共済へ支払う掛金は、法人ならば損金として個人事業主ならば必要経費として認められます。つまり、法人でも個人でも利益から差し引くことが可能であり、節税効果が期待できるものです。

もちろん、掛金を支払っているため、手元から現金が減ってしまうことには違いがありません。ただ、損金や必要経費として認められるため、税制的なメリットも大きいと考えて良いでしょう。また、そもそも上記で解決したとおり有事に備えられるため、倒産防止共済への加入自体が大きなメリットです。

解約手当の設定がある

倒産防止共済は掛け捨ての保険ではなく、解約時に解約手当金を受け取ることが可能です。掛金を12ヶ月以上納めていることが条件とはなりますが、支払った金額の一部が戻ってくることは魅力的でしょう。解約手当の内容は、解約の種類と納付した機関によって変化します。

まず、解約の種類は「任意解約」「みなし解約」「機構解約」の3種類です。契約者の都合で解約することもあれば、法人の解散などによって解約されることもあります。また、掛金の納付が止まったなどの理由で、機構から解約を通知されることもあります。

また、最低でも12ヶ月以上納めていることが条件であり、40ヶ月以上納めると最大の100%を受け取ることが可能です。中長期的に加入すれば、掛金総額がそのまま戻ってくるため、これも非常に大きなメリットだと考えられます。

■ 倒産防止共済へ加入するデメリット

40ヶ月以内の解約は手数料が発生する

メリットの言い換えにはなりますが、40ヶ月以内に解約すると実質的に手数料が発生します。解約手当金は、40ヶ月以上納めることによって100%の払い戻しとなるため、それより早く解約すると手元に残るお金が減少する仕組みです。

解約手当金の設定はメリットではありますが、短期的な解約では

メリットになりかねません。中小企業が倒産防止共済へ加入する際は、40ヶ月以上の加入を前提に考えておいた方が良いでしょう。

借入額の10%が積立金から控除される

取引先の倒産によって資金を借り入れた場合、今までの積立金から融資額の10%が控除されます。例えば、積立金が500万円、1,000万円の融資を受けると、100万円が控除されて積立金は400万円に減少する仕組みです。

積立金が減少してしまうと、解約時に受け取れる金額が変化します。上記の例ならば、500万円、1,000万円で計算されるはずの解約手当が400万円、100万円に減少してしまいます。借入にあたっては無担保かつ無利子ではありますが、実質的には金利のような負担が必要です。金利が10%と考えると金融機関の融資と比較して決して安くはありません。

■ 倒産防止共済へ加入する基本的な流れ

加入する場合、以下の3つのステップを進めていきましょう。

加入要件の確認

中小企業倒産防止共済は加入条件が定められていて「1年以上継続して業務を営んでいる会社や個人、一定の組合」かつ「業者や資本金で加入条件を満たしている」場合です。具体的には以下を満たさなければなりません。

業種	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業 運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

また、経理内容が不透明であったり税金を滞納していたりするなど、特定の条件に合致する場合は加入できません。

必要書類の準備

倒産防止共済へと加入する際には、以下の書類を準備しなければなりません。

＜法人の場合＞

- ・ 商業登記簿謄本または登記事項証明書
- ・ 法人税の確定申告書（直近の決算書等の添付書類を含む）
- ・ 法人税を納付したことを証する書類

＜個人事業主の場合＞

- ・ 所得税の確定申告書
- ・ 所得税を納付したことを証する書類

- ・ 確定申告時の帳簿

＜共通＞

- ・ 契約申込書
- ・ 掛金預金口座振替申出書
- ・ 重要事項確認書兼反社会的勢力の排除に関する同意書
公的機関で発行してもらう書類と中小機構のフォーマットで用意する書類があります。発行してもらう書類については、準備に時間を要する可能性があるため、計画的に揃えていくと良いでしょう。

窓口での手続き

加入手続きは中小機構と業務委託契約を結んでいる団体や金融機関の窓口でおこないます。郵送での手続きには対応していないため、窓口に出向くしかありません。

窓口での手続きが完了すれば、約2ヶ月後に中小機構から加入に関する書類が届きます。こちらを受け取り、手続きが完了です。

■ 実際に加入する際の掛金設定

倒産防止共済へ加入する際の掛金は、加入者が選択できます。制度を理解して、無理のない掛金を設定するようにしましょう。

5,000円から任意に設定可能

毎月納める掛金は、5,000円から20万円まで5,000円単位で任意に設定できます。最初から高額の掛金を設定すると、資金繰りに悪影響を与えかねません。無理のない金額を設定するようにしましょう。

また、事前に届け出た口座から引き落としされるため、支払い手続きを意識する必要はありません。問題なく引き落としてもらうため、残高には注意しておきましょう。

変更や前払いにも対応

毎月の掛金は、減額したり増額したりできます。経営状況などを踏まえて、変化させられるようになっています。金額を変更したい場合は、書類を提出して受理してもらわなければなりません。引き落としに反映されるタイミングが決まっているため、できるだけ早く提出しておくとう良いでしょう。

また、金額の変更だけでなく、掛金の先払いにも対応しています。資金に余裕がある状況で、掛金を先払いしておけば、中小企業として万が一の状況へ備えやすくなります。

なお、掛金総額は800万円が上限です。変更や前払いに際して、この上限を超えてしまう手続きは認められません。

■ まとめ

条件を満たした中小企業だけが加入できる、倒産防止共済について解説しました。毎月掛金を納めていると、取引先の倒産など有事の際に無担保かつ無利子で、素早く貸付を受けられます。これにより、資金不足が原因の連鎖倒産を回避できる仕組みです。

また、倒産防止共済の掛金は、損金や必要経費として認められます。結果、節税効果も生み出してくれる点が魅力的です。

F&M Club は、株式会社エフアンドエムが中堅・中小企業様向けに提供しているバックオフィスコンサルティングサービスです。財務、労務管理、人材採用・育成にいたるまで、経営のお悩みを解決へと導く豊富なコンテンツをご用意しています。

■ その他の「経営情報ブログ」を閲覧する

<https://www.fmclub.jp/blog>

■ F&M CLUB について知る

<https://www.fmclub.jp/>



中古自動車販売業の財務に大問題が…

■ 例の問題がきっかけではない

昨今、大手の中古自動車販売業者が損害保険の請求の方法について、不正な行為を行っていたというニュースで、世間を騒がせました。不正な行為によって、本来よりも過大な収益を計上していた訳ですから、当該企業に融資をしている金融機関からすれば、正常な収益力はもっと低くなるし、また不正を行った事業者へは、風評の影響で、中古自動車の販売が不調になるのでは？といった懸念から、これらの大手の中古自動車販売業には融資が厳しくなっています。

言ってみれば当然な結果と言えるでしょう。

しかしながら、実はこれらの不正が発覚し、大きな問題となる前から、金融機関としては、中古自動車販売業に対する融資を慎重にならざるを得ない状況があり、大手に限らず中小も含めた、中古自動車販売業という業種に対して総じて融資が極めて厳しくなっていたのです。

本稿ではその背景と現状について述べたいと思います。



■ 中古自動車販売業を襲った劇的な相場変動

コロナ禍に入ると、半導体の製造不足等により新車の製造が遅延し、新車の販売が低迷しました。新車が売れないということは、その下取り車となる中古車の仕入れも減少するので、中古自動車販売業にとっては圧倒的な在庫不足に陥りました。とはいえ、経営を持続するには、売上を上げる必要があり、そのため何としても在庫を仕入れる必要があり、需給関係の悪化から、中古車の市場価格が急騰するといった状況が続いていました。

た状況が続いていました。

中には、新車よりも高値で取引される中古車も少なくありませんでした。

仕入れ価格は高騰しても、売値も相当に高額に売れること、また、コロナ関連融資も資金供給され、潤沢に資金があったことなどを背景に、中小の事業も積極的に在庫を抱えることができました。

さらに、急速な円安により輸入車などの仕入価格は上昇する一方で、オークション等を通じた海外への中古車の輸出も非常に好調で、これが、中古車の市場価格の高騰を促進させていきました。中古自動車販売業の経営者としてはこの価格がいつもまでも続くはずはないと思いつつも、売上を上げるためには背に腹は代えられぬとう志向で、高値でも購入しつづけて販売を続けてきました。

しかし、2022年の中盤から半導体不足も解消に向かいつつ、新車の生産も復調の兆しを見せてきました。については新車を含めた車両の流通も正常に戻ってきました。

車両価格も落ち着きを取り戻し、高騰していた中古車相場は下落傾向に転じました。

ここで中古車販売事業者にとって、大きな財務上の問題が生じてきました。車両不足時に大量に在庫を仕入れた業者にとっては、その在庫に高値で購入したわけですから、実際に価格が正常化（低下）した状況で販売を行うと損失が発生する状況に陥ったのです。損を出してまで、安く売ることもできず、またいずれ高騰するかもという期待もあり、在庫を持ちこたえようという状況が続きました。

ところが、中古車相場は2022年の年末に向けてさらに低下をすることになりました。これは、資金繰りに窮した事業者が見切り売りをしたことも要因の一部でしょう。何とか在庫を維持していた事業者にとっては、相当深刻な時価ベースの含み損が発生しているという問題が生じています。

金融機関は、過剰となっている在庫とその含み損の状況からして、この業種に対して追加融資が難しい状況に陥っています。



■ キャッシュフローマイナスと自己資本マイナスは基本、不良債権とされてしまう

具体的には、金融機関にすればその在庫評価損が、どの程度その企業の財務にマイナスのインパクトを与えるのかが大きな懸念事項となっています。

例えば、在庫が1億円あって含み損が2,000万円あるとします。これはすなわち、2,000万円のキャッシュフローのマイナスがいずれ顕在化することになります。そうなると、在庫仕入のために調達した借入金がある場合は、全額の返済が困難であるということになります。ほとんどの中古車販売事業者がこの含み損を抱えているのでは？と懸念しているのです。

また金融機関は、原則として、自己資本がマイナス、すなわち債務超過の事業者に融資はできません。(破綻時に資金回収ができないからです。)

上記のケースで自己資本(純資産)が1,000万円だったとすると、含み損を評価すれば実態は▲1,000万円の債務超過ということになります。

キャッシュフローがマイナスかつ債務超過であれば、金融機関の融資先としての区分では、不良債権扱いとされても仕方がない財務状況です。

そういった状況の中で、あるメガバンクでは2023年の10月の頭から中古自動車販売業への融資をいったんストップするように指示が出たとのこと。すべての事業者に対していったんストップとは酷い話です。

中小の中古自動車販売業は自己資本も潤沢ではなく、在庫の仕入れ資金は金融機関からの借入によっ

て賄うしかない財務状況がほとんどでしょうから、この金融機関の貸し出し態度の厳格化は、この業界において、極めて厳しい環境になってきているといえます。多くの事業者が資金繰り破綻のリスクにさらされている状況です。

■ 金融機関からの資金調達が厳しくなるのは中古自動車販売業に限らない

ここまで述べてきた状況は、実は中古自動車販売業だけではなく、材料や商品等、コロナ禍で高騰した棚卸資産を保有している事業者にもあてはまります。

心当たりがある事業者が今後行うべき行動は、在庫の時価評価を適切に把握することです。今後、金融機関からの資金調達をするにあたっては、自社の時価ベースの含み損とその程度が明示できれば、金融機関は安心します。聞かれる前に決算申告時などに含み損または含み益が自己資本に対してどの程度、影響があるのか、まずは債務超過ではないことを明確にアピールをすることで、資金調達は健全に進むでしょう。

「当社は同じ業種の中でも健全な財務を維持している」というアピールをしていくことで、金融機関取引もスムーズに進むはずですので、棚卸資産の含み損益の把握と自己資本の健全性を注視した経営を意識していただきたいと思います。



経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現(株)プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。

事業承継入門講座

金庫株って何？ どんな目的で利用されるの？

金庫株という言葉を目にしたことはありませんか？金庫株とは、株式会社が発行済みの自社の株式を株主から買い戻し、消却や譲渡せずに自社で保有している株式のことをいいます。

以前は、自社の株式を取得したり保有することが禁止されていましたが、組織再編の促進などの理由から、2001年の商法改正で自己株式の取得と保有が認められるようになりました。

自社の株式を自社に保管しておくというイメージから「金庫株」と名付けられた訳です。

金庫株は、制限が取り払われて以降、事業承継対策として活用されるようになってきました。金庫株特例をはじめとしたさまざまなメリットは、効果的に活用すれば事業承継を有利に進められる可能性があります。一方で、金庫株の活用時に押さえておくべきデメリットや注意点もあります。本稿ではそれらについて解説していきます。



会社が自社の株式を取得することを「自社株買い」と言いますが、では自社株買いはどんな目的で行われるのでしょうか。まずは、その目的について触れていきます。

■ 自社株買いの目的

1. 経営の安定

複数の法定相続人がいて株式が分散されているような場合、経営権を掌握しにくくなるのが問題となります。こうした場合、後継者以外の相続人から株式を取得し金庫株にしておけば、後継者の株式保有比率を上げて経営権を集中させられます。

また、特定の相続人に株式を承継させることで、会社に不利益が生じることを防ぐために設けられた「相続人

に対する株式の売渡請求制度」というものもあります。

「相続人に対する株式の売渡請求制度」とは、自社株の相続人から、強制的に会社が自社株を取得できる制度です。この売渡請求制度を活用する際の条件は次の通りです。

- ① 譲渡制限株式であること
- ② 定款に売渡請求ができる旨の内容を定めていること
- ③ 会社による自己株式の取得が財源規制に違反しないこと

これらの3つの条件を満たす場合には、相続人に対して売渡請求を行うことができ、株主総会の特別決議・売渡請求の通知・売買価格の決定などの手順を踏んで株式を取得します。

2. 株主への利益還元

自社株購入は発行済株式数が減少するため、株主への配当が増加したり1株当たりの株価の上昇にも寄与します。

3. 役員・従業員への報酬

自社株の活用として、ストックオプションなどを役員や従業員に与えるという用途があります。自社株の取得は、会社で働く人にとって、企業価値が上がれば、自らの資産も増えるため、働くモチベーションの向上にも寄与することになります。

4. 相続税の納税資金確保

自社株の評価が高額となり相続税の納税資金が捻出出来ない場合、金庫株の譲渡代金で、事業承継で後継者が承継した株式を会社に買い取ってもらい、その譲渡代金で相続税を納めるというケースがあります。第三者に自社株を売却すると経営の掌握もしにくくなるので、金庫株であれば、経営に口出しされることもないので安心だといえます。

通常、個人が自社株を会社に譲渡した場合、みなし配当といって最高税率55%の重い所得税負担が発生します。しかし、事業承継において、後継者にかかる譲渡益は譲渡所得として扱われるため、分離課税対象となり約20%の税率で済みます。

これは金庫株特例と呼ばれる措置ですが、利用するには次ページの様な複数の要件があります。

■ 金庫株特例の要件

- ① 相続税が生じていること（配偶者は配偶者控除により相続税がかからない場合にはこの特例が使えません）
- ② 相続税の課税対象になった非上場株式を譲渡して、発行会社から金銭を受け取っていること
- ③ 相続発生から3年10カ月以内に行われた譲渡であること
- ④ 売主（相続人）が、金庫株実施までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を発行会社に提出すること
- ⑤ 発行会社は、翌年1月31日までにこの届出書を所轄税務署に提出すること

では自社株買いのデメリットや注意すべき点にはどんなものがあるのでしょうか。

■ 自社株買いのデメリットと注意点

一 デメリット

1. 資金が必要

自社株買いには、資金が必要です。会社に取得資金がなければ後継者から株式を買い取れず、株式の分散を防いだり、後継者の税金負担を軽減したりすることができません。また、手持ちの現金が減ることで、経営上の資金繰りに支障をきたす可能性があります。

2. 自己資本比率の低下

自社株買いは、株主と会社の間で行う株式の売買であり、結果として会社の資金を株主に移転させる行為であるため、株主への配当として扱われます。会計上は企業の自己資本が減り、自己資本率が低下するということになります。自己資本率の低下は、金融機関から見た場合、財務状況の悪化という視点で捉えられることがあります。

3. 金額に制限がある

自社株買いを行い過ぎると債権者が資金回収できなくなるという問題が生じないように、会社が自社株買いを行う際、その金額には規制があります。分配可能額と

いう制限が設けられていて、会社の分配可能額は、会社の利益剰余金から債権者への支払額を差し引いた金額です。

4. 原則として他の株主に取得情報を公開する必要がある

金庫株を取得するには、原則として他の株主に株式の単価等の取得情報を公開する必要があります。

一 注意点

1. 自己株式は議決権数に含まれない

自社株買いで取得した自己株式には、株主としての議決権がありません。ものを言わない株主の存在は経営の掌握には有効かもしれませんが、一方では会社のガバナンスがきかないというリスクもあることを注意しておく必要があります。

2. 税務リスクに注意

事業承継に係る相続時の利用以外では多額のみなし配当が生じるリスクがある点や、売買価額が適正な時価でない場合には贈与の問題が生じる点など税務リスクがあることも注意すべき点です。

■ さいごに

以上のように、自社株取得には様々なメリット、デメリット注意すべき点があります。自社の置かれている状況や将来の承継計画などをもとに、専門家も交えて適切な活用を検討することをおすすめします。

経営革新等支援機関推進協議会

エグゼクティブプロデューサー 小寺 弘泰 氏

1967年岐阜県大垣市出身。関西大学卒業後、銀行員として10年間金融の実務を経験。現（株）プロシード代表取締役。企業財務コンサルタントとして創業以来500件を超える企業財務のさまざまな課題解決プロジェクトに参画。中小企業金融のスペシャリストとして講演を行うほか、経営革新等支援機関推進協議会のエグゼクティブプロデューサーでもある。





税制改正コラム

令和6年度税制改正要望と今後の動向



8月末に「令和6年度税制改正要望」が各省庁から出されました。

今回は要望項目の中から特に企業経営者に関係のあるものをご紹介します、最後に今後の税制改正の流れを解説します。

1. 賃上げ促進税制の拡充・延長【法人税・所得税】

今回の税制改正要望で注目したいのは「賃上げ促進税制」です。現行制度は令和4年度税制改正で見直され、次のとおりです。

<図表> 現行の賃上げ促進税制（中小企業向け）

区分	適用要件	税額控除(最大40%)
通常	給与総額が前年比1.5%以上増	給与増加額×15%を控除
上乗せ控除①	給与総額が前年比2.5%以上増	控除率を15%上乗せ
上乗せ控除②	教育訓練費が前年比10%以上増	控除率を10%上乗せ

今回は、次のような要望が行われています。

要望内容	現行
(1) 延長期間の長期化	令和5年度末まで
(2) 中堅企業に対する支援措置の強化	大企業と中小企業の2区分
(3) 中堅・中小企業を対象とした繰越控除措置の創設	なし
(4) 仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業への控除率の上乗せ措置の創設	なし

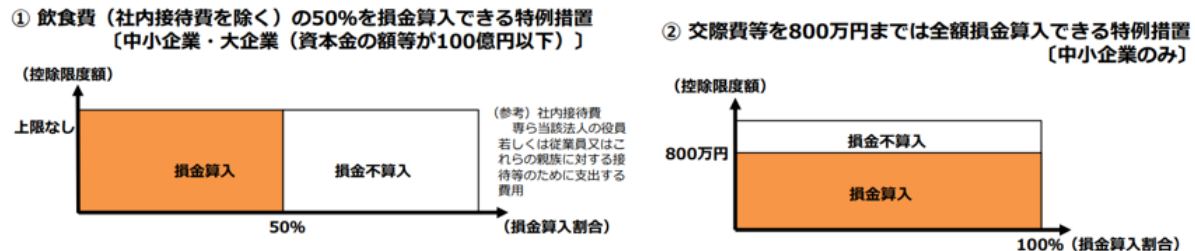
特に(3)は、「赤字の中小企業者等」や「黒字が十分でない中小企業者等」の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合「控除しきれなかった金額の繰越し」を認める措置になっており、導入が期待されます。

2. 交際費課税の特例の2年延長【法人税】

令和6年3月31日までに開始する事業年度が期限となっている次の2つの特例について2年延長が要望されています。

- (1) 接待飲食費の50%を損金算入できる特例
- (2) 交際費を年800万円まで全額損金算入できる特例

<図表> 現行の交際費課税の特例



出典：厚生労働省「令和6年度厚生労働省税制改正要望について」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34804.html

さらに厚生労働省は、交際費等とならずに損金算入が可能な飲食費の「上限」（1人あたり「5,000円」以下）について、最近の物価高を踏まえて「上限の引上げ」を要望しています。

3. 30万円未満の少額減価償却資産特例の2年延長【法人税・所得税】

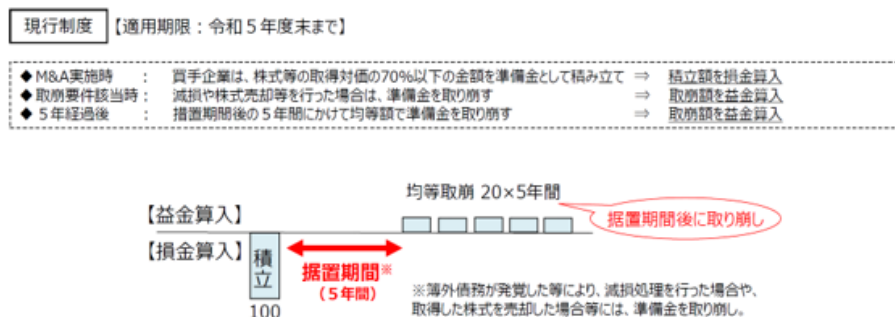
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例は、取得価額30万円未満の減価償却資産を合計で年300万円まで全額損金算入できる制度で、多くの中小企業に利用されています。

この期限が令和6年3月31日までのため、2年延長が要望されています。

4. 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充・延長【法人税】

中小企業が経営力向上計画の認定を受けて M&A を実施し、リスクに備えて株式取得価額の 70%以下を準備金として積み立てた場合には、積立額を損金算入できます。

<図表> 現行の中小企業事業再編投資損失準備金制度



出典：経済産業省「令和6年度経済産業省税制改正要望について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_r/index.html

後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化していることから、この制度について、次の2点が要望されています。

- (1) 適用期限の3年延長
- (2) 中小企業のM&Aの実態を踏まえ、手続の見直し

5. 法人版・個人版事業承継税制の見直し【資産税】

事業承継税制は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置です。

<図表> 現行の事業承継税制



出典：経済産業省「令和6年度経済産業省税制改正要望について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2024/zeisei_r/index.html

経営者の高齢化がますます進んでいる中、次の2点が要望されています。

- (1) 承継計画の確認申請（提出）の期限（現行：2024年3月31日まで）を一定期間延長
- (2) 円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討

6. 今後の税制改正の流れ

岸田内閣が成立してから2年が経過しました。前回の令和5年度税制改正では政策に掲げていた「金融証券税制」がメインテーマとなり、「NISAの抜本的拡充」が実現しました。

今年は「賃上げ」がメインテーマで、令和6年度税制改正でも「賃上げ促進税制の拡充・延長」に注目が集まっています。また、岸田首相は10月23日の衆参両院の本会議で所信表明演説を行い、物価高の負担を緩和するための一時的な措置として「所得税減税」を念頭に具体策の検討を進める意向を示しています。

いよいよ11月から12月中旬にかけて税制改正の議論が本格化します。例年どおりなら、12月中旬に与党から「令和6年度税制改正大綱」が公表され、来年度の税制改正の詳細が明らかになるため、ご注目ください。

助

成

金

活

用

ガ

イ

ド

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)

「特定求職者雇用開発助成金」は、高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。今回は、特定求職者雇用開発助成金の中から特定就職困難者コースについて記載していきたいと思います。

■ 概要

ハローワークの求人票を生かして、高年齢者や障害者等の活用をする助成金になります。

■ 条件

- ①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること。
- ②雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。

※職業紹介事業者等は、具体的には下記の機関が該当します。

- [1] 公共職業安定所（ハローワーク）
- [2] 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）
- [3] 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出している職業紹介事業者等

※継続して雇用する事の意味は下記のとおりになります。

対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます。

■ 助成額

短時間労働者以外：60万円

短時間労働者：40万円

※6ヶ月に1回申請が必要です。

■ 支給までの流れ

- ①ハローワークに求人者として求人票を出す。
- ②本人が、母子家庭の事をハローワークの求人部門へ申告する。
- ③ハローワークに申告すると求職者本人に会社に母子家庭・年齢・障害者等求人者に伝えてよいかを確認する。
- ④ハローワークの求人紹介部門から面接する前に求人票の連絡先に特定求職者開発雇用助成金の対象者になる事を連絡する。

※ハローワークの紹介部門の担当者によりけりにはなりますが、採用者は、助成金を知っているという事があるのでハローワークの仕組みとして事前に伝える方向となっています。

- ⑤事業主が、ハローワーク紹介状と選考結果通知を必ず提出する。



⑥雇い入れた日の約4か月半～5か月後に助成金の案内が届く。

・登録漏れがあると×（※ただし、ハローワークが登録していない場合もあるので問い合わせをする。）

・紹介日地点で失業している事（※ただし、雇用契約期間が残っているかを最終判断する。）

※雇用の予約、事前雇用（内定×）、前職の契約期間が残っていない事。



■ 改正点 ※前年度と変わった事

令和5年10月1日から雇用契約書に有期雇用（自動更新）である旨、明記されている場合のみ助成します。対象となるかどうかは、雇用契約書に記載されている内容により判断します。

ワンポイントアドバイス

特定求職者雇用開発助成金は、他の助成金と違う所は計画書を届ける事がないという事です。その代わりに会社管轄のハローワーク求人部門に求人票を掲載する事が必要です。

求人を掲載する時にどのような事を考えて求人をされていらっしゃいますか？

ハローワークは、求人者と求職者の支援窓口です。

昔は、ハローワーク求人部門へ求人を記載したものを持参して求職をすることが一般的でした。しかし、令和2年1月からは、ハローワークインターネットサービスから会社の求人登録をすればハローワークに出向かずとも求人登録が行えるようになりました。私も1日3件会社登録と求人作成を1度に経験しております。

もちろん登録と入力の時間はかかりますが、どこで誰が求人を見られているかは分かりません。お金をかけない採用手段の1つとしてハローワークで求人を出す事もあります。直ぐに助成金の対象者が現れるわけではありませんが、根気よくやっていく事も大事です。

助成金に関するコラム

まずは、こちらの記事をご覧ください。

「雇用調整助成金」の不正受給 **累計670件（667社）**が公表。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う雇用維持のため、従業員への休業手当を助成する「雇用調整助成金」（以下、雇調金）等の不正受給で、全国の労働局が8月31日までに公表した件数が670件に達することがわかった。

このうち、2度公表された企業が3社あり、公表された実質企業数は667社（個人企業含む）、**不正受給金額は総額206億7,947万円**に達する。

前回調査（2023年6月9日公表分まで、6月発表）から約3カ月で、151件が新たに公表された。2023年3月に月別で最多の69件が公表されたが、**5月以降も毎月40件を超えており、不正発覚が後を絶たない。**

こちらの記事は、株式会社東京商工リサーチが令和5年9月25日に掲載した記事になります。

記事を見られている方は、「ふーん」とか「へえー」で終わったらいけません。「おかしいなあ」とか「うちの会社（お客様）こんなことやっていないか」とか疑問を持つ事も大事です。そんな時は、リスクを考えて無理に助成金の申請しない事も大事です。

■ さいごに

助成金は、昔に比べて支給要領や審査が厳しいと言われているものです。私自身も福岡県で助成金の審査を受けていますが九州圏内では審査が厳しいと言われています。その中から書類を整備して支給申請書を作って申請をさせて頂いています。

申請前には、助成金センターで規定の定め方をただ単に参考例のとおりで定めるのではなく、その会社の実態に応じた定めや柔軟な定め方を工夫して事業主とコミュニケーションを取るように努めています。そして申請前にお客様と書類確認をして頂いて提出をしています。他都道府県のお客様は、ZOOMの共有画面にて双方確認をしてお互いにチェックをしています。そのような事をしていくとお客様とも申請業務がやり易くなると考えます。



監修：勝野社会保険労務士事務所 所長 勝野 高儀 氏



補助金申請、資金調達、事業承継・M & A、事業計画策定

会計事務所で解決できます。まずはお気軽にご相談ください。

会計事務所が提供するサービスは税務会計ではありません。

2023年4月現在、全国で30,000件以上の会計事務所が「認定支援機関」として各地域の経済産業局より認定されており、積極的に中小企業の経営を支援しています。

経営に関する困りごとがあれば、まずは顧問の会計事務所へ相談してみましょう。

主な支援内容

経営革新等支援機関がサポートします



補助金申請支援

国が公募する補助金の中には、経営革新等支援機関の支援がなければ補助金申請ができないものがあります。例えば、「事業再構築補助金」は、経営革新等支援機関の確認書がなければ補助金申請することができません。

\\設備投資\\ を後押しできます



資金調達に関する支援

経営革新等支援機関の指導・助言を受けながら事業計画や経営計画を作成することで、低利融資を受けられる可能性があります。例えば、日本政策金融公庫では特別利率(低利率)で貸付をおこなう「中小企業経営力強化資金」などの制度があります。また、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免する制度「経営力強化保証制度」などもあります。

\\低利融資\\ が受けられます

※融資を確約するものではありません



「経営力向上計画」 策定支援

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

\\優遇税制\\ が活用できます



「経営改善計画」 策定支援・モニタリング支援

金融機関からの融資を受ける際や、借入金の返済条件変更(リスク)を金融機関に申し出る際には「経営改善計画書」の提出が必要になることがあります。経営革新等支援機関では計画書の作成支援から、作成後のモニタリングまで支援することができます。

\\事業の立て直し\\ に向けた
計画策定に補助金がです

中小企業の 持続的な経営を 財務からサポート



資金繰り

決算分析

中期計画

金融機関目線での**財務格付け**の判定

金融機関が求める**事業計画書**を作成

返済金額の**最適化**に向けたシミュレーションに対応



特徴① **23の会計ソフト**に対応
主要な会計ソフトに対応しています。



特徴② **データ処理速度が速い**
会計ソフトのデータ取り込み速度は、1秒で対応しています。
※安定した回線速度の場合



特徴③ **協議会会員へ無料提供**
経営革新等支援機関推進協議会の会員である会計事務所は
F+prus を無料で利用できます。

F+prus（エフプラス）は、経営革新等支援機関推進協議会が会計事務所向けに提供しているシステムです。
本システムを導入している会計事務所では、資金繰り・決算分析・中期計画など財務に関するスムーズな支援が可能です。